

掲示物許可基準

平成 18 年 3 月 31 日

附属図書館長裁定

- 1 . 附属図書館に掲示するものは、教育及び研究の活動に資するための学会、研究会、講演会、展示会及び催し物等の案内についてのものとする。
- 2 . 原則として他大学及び教育研究機関等から送付されたもの、又は本大学が主催する掲示物について許可する。原則として学生サークル会、任意団体及び個人的な依頼による掲示物については許可しない。
- 3 . 特別な物については附属図書館長が裁定する。